

9月定例会 議案審査 総務環境委員会

自治功労者の表彰の基準を見直す条例改正



問

条例改正の背景は。

答

平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律の中に、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう3年をめぐりに改正することが明記されている。このことから成年被後見人等を差別しない表彰制度となるよう改めるものである。

会計年度任用職員(一般職の非常勤職員)の給与等を定めた条例制定



問

会計年度任用職員制度の概要は。

答

一般職員と同様の勤務体系であるフルタイム任用職員と、それ以外のパートタイム任用職員の2つに分けられる。勤務条件によっては昇給や期末手当、退職手当などの支給もある。任期は最長3年であるが、公募があれば次期も応募することができる。

消費税率の引上げに伴い公共施設の使用料等を見直す条例改正

問

公共施設の使用料については、利用頻度に応じて一部施設は据え置くなど、施設を有効活用する考えは。

答

国の通知を踏まえ、今回は一律で2%引き上げをすることとしたが、使用料全体の見直しについても考えていく必要がある。

議員間討議

- ・ 施行期日を半年もしくは1年延期し、市民の暮らしの状況や市の検討も踏まえて施行時期を判断するといった方法もあるのではないか。
- ・ 使用料等を据え置けば実質的に使用料等の引き下げになる。
- ・ 使用料等を引き下げるのであれば、公共料金すべてを見直すという観点が必要。
- ・ 使用料等において、指定管理者が消費税率の引き上げ分を転嫁しないということになると、その分は指定管理者が負担することとなるため、慎重に扱わなければならない。

